

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

平成27年度 行政監査
(平成28年3月23日公表)

所管課	総務課
指導事項、指摘事項又は意見	○団体事務に対する内部統制について ・各種団体の財務事務における内部統制のあり方についての検討
措置内容	市政運営上の必要性から市の職員が取り扱う各種団体の財務事務(経理事務)について、市内部のチェック体制の確保や事務処理の適正化が図られるよう、庁内検討の上、平成28年7月に全庁的な取扱基準として「会津若松市各種団体経理事務取扱要領」を策定し、庁内周知を図った。 今後における各種団体の経理事務については、当該要領に基づき一層の適正化を図っていくこととした。

平成27年度 行政監査
(平成28年3月23日公表)

所管課	情報政策課
指導事項、指摘事項又は意見	○会津若松市統計調査員協議会における適正な現金管理について ・事務処理の検証、通帳と連動した入出金の励行や基本となる出納簿の整備、複数の職員による確認等
措置内容	平成27年4月より ・業務担当の見直しにより、正副2名体制で事務処理を行っている。 ・収入、支出の際は、不要な現金は持たないこととし、その都度速やかに記帳している。 ・現金は預金口座で管理している。 ・現金出納簿を作成している。 ・通帳と通帳印は、正副担当が別々に管理している。 ・支出する際は、支出伺いを立てグループ内で情報を共有し、課長決裁を受ける。その後、支出した後で、領収書を添付して支出帳票を作成し課長決裁を受ける。

平成26年度 定期監査
(平成26年7月31日公表)

所管課	廃棄物対策課
指導事項、指摘事項又は意見	○し尿くみ取り手数料の滞納整理について ・徴収不能が明らかな事案についての適正な債権管理の検討
措置内容	適正な債権管理を実施していくため、以下のとおり方針を定め対応していく。 ・地方自治法施行令第171条の5に基づく「徴収停止の措置」を実施する。 ・分納計画書の提出は、地方自治法施行令第171条の6に基づく「履行延期の特約」の申請があった場合受理する。 ・要綱の改正を行い、併せて滞納対策に関するマニュアルの整備に着手する。

平成27年度 定期監査
(平成27年12月24日公表)

所管課	商工課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○会津漆器協同組合手形割引制度事業について ・今日的で利用しやすい融資制度への改善
措置内容	・金融機関への預託方法の変更 (旧)市⇒会津漆器協同組合⇒市内金融機関 (新)市⇒市内金融機関 ・平成28年4月1日より上記(新)で実施

平成25年度 定期監査
(平成25年7月31日公表)

所管課	農政課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○廃業し市場施設を市に返還した元市場関連事業者の原状回復義務未了への対応について ・施設管理者として、施設の現状回復に向けた具体的な方策を速やかに講じること
措置内容	平成24年3月に退場した事業者の原状回復義務未了箇所については、当初、調理設備や計量器、商品のショーケース、店舗外の冷蔵庫倉庫が放置されたままの状態となっていたが、それら設備機器類の撤去が順次行われるなど自前で行える範囲の作業は実施しており、最低限の義務は果たされた。

平成27年度 定期監査
(平成27年12月24日公表)

所管課	農政課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○市場施設使用料収入未済への対応について ・市場施設使用料の未済対策への努力
措置内容	未納業者について、納付計画書の提出や面談を行ってきたものの履行されず、平成27年度決算において不納欠損を生じたことから、納付指導と併せて今後の納付計画において具体的に協議する経過において、平成28年7月27日付、当該事業者から廃業の意向が示された経過にあり、条例の規定に基づく仲卸業務許可の取消を行った。 当該事業者は、平成28年9月30日付をもって退場した経過にあるが、施設使用料等の未済分については、入場保証金の充当、さらには資産の状況を把握しながら継続して納付を促していく。

平成27年度 定期監査
(平成27年7月31日公表)

所管課	区画整理課
指導事項、 指摘事項又は 意見	<p>○第四中学校校地南側防球ネット改修工事の支柱及び根かせの設計条件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計風速にかかる関係法令等に基づく設計条件を設計図書に明示 ・根かせの設計変更の明確化
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設計風速等の設計条件を設計図書に明示し、適正な設計図書の作成に努めている。 ・資材の変更等、設計に変更が生じる場合において受注者からの書面による協議を事前に行い工事施工している。

平成27年度 定期監査
(平成27年7月31日公表)

所管課	文化課
指導事項、 指摘事項又は 意見	<p>○歴史資料調査研究業務委託の契約事務の適正化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格積算の是正 ・仕様の不明確さの是正
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格積算の是正については、費目別内訳書により委託料の積算を明確にしている。 ・仕様の不明確さのうち人員配置については、全館オープンしたことにより2名以上を配置すると明記し、歴史資料センターの管理運営については、日報の作成と委託者への報告を明記している。 専門的作業については、委託する点数及びその業務内容、成果を明記している。

平成27年度 指定管理者監査
(平成28年3月1日公表)

所管課	文化課
指導事項、 指摘事項又は 意見	<p>○市と指定管理者との連携強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な協議体制の確立、更なる指定管理者との連携 ・実態に合わせた覚書の締結や協定書の改訂
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な協議体制の確立、更なる指定管理者との連携については、定期的な事務レベル協議や文化振興の情報提供・協議等を行い、管理運営業務や利用者サービスの向上に努めている。 ・実態に合わせた覚書の締結や協定書の改訂については、変更協定を締結した。

平成27年度 定期監査
(平成27年12月24日公表)

所管課	水道課 施設課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○工事の設計、施工のあり方について ・組織全体の課題として捉えた総合的な対応策による、水道事業工事のより一層の適正化
措置内容	平成27年度の指導事項が設計及び施工の広範囲に渡ることや、受注者への伝達・指導等が必要なこと、また過去にも類似について指摘されていることなどを考慮し、工事期間中の管理チェックリストの作成や現場巡視の充実、ワークショップによる設計チェックの実施、受注者への研修会の開催などの改善項目を、「安全安心水道工事の取組」として実施している。